

多治見市農地及び空き家再生補助金制度 制度概要

必須事項①

市街化調整区域の「空き家」を購入

必須事項②

農地を購入

農地を借用

農地法第3条
売買

農地法第3条
使用权等

基盤法第20条
利用権設定

下限面積現行

→ 10 a

10 a

下限面積の規定なし

補助対象となる農地の下限面積 0.5a とする

※マッチングできた農地のみ、その都度、農業委員会に上程し、ピンポイントで下限面積を下げる。

農地法に基づく下限面積を 0.5a まで下げる場合

→ 1年以上耕作されておらず、今後も耕作の見込みがない農地に限る。(農業委員会による判断)

農地の荒廃を防ぐため、耕作が続けられない農地については購入または借用できる面積基準を緩和し、農業にチャレンジするハードルを下げる。

必須事項③

A 住居のリフォーム

B 住居の建て替え

C 農地の再生

AとBはいずれかに係る経費の1/2または全額、上限→75万円（+子一人につき25万円加算）の補助金を交付。

合わせてCの事業の対象となる場合は別に経費の1/2、上限→75万円の補助金を交付。

A、Bの事業内容については、多治見市空き家再生補助金交付要綱に準ずる

C例 1 耕作が可能となる状態に再生するために土の入れ替えや耕起などを行う費用 ※耕運機等の機器購入も可

2 安定した作付けのために簡易ハウス等の農業施設を設置する費用 など

補助対象者

① 帰農世帯 退職等により、就農（自給自足等を含む）目的に移住する者を想定

② 子育て世帯

③ 新婚世帯

※交付決定後 5 年以上農地を保有し耕作を継続することとし、年齢制限は設けない。